

経常費補助金の減額措置について

1 定員超過に係る減額措置

(1) 現行制度の概要

- ・ 3ヶ年間の1年生の定員充足率が110%を超えている場合、又は3カ年間の1年生の定員充足率が110%以下であっても、当該年度の1年生の定員充足率が120%を超えている場合、110%を超えた生徒数に授業料県平均年額の1/2を乗じて得た額を、当該校の経常費補助金から減額している。

(2) 検討委員会における意見

- ・ 現行制度は減額措置額が緩やかであり、定員超過を是正する手段として機能しているか疑問である。

(3) (参考) 国の減額措置 (平成18年度)

- ・ 私立大学等への経常費補助について、在籍学生数の収容定員に対する割合が1.6倍以上の場合又は当該年度の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.44を乗じた人数を合計した数以上の場合、補助金を交付しない。
- ・ 在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の大学に対して、原則的に補助金を交付しない。

2 入学金先取額に係る減額措置

・ 現行制度の概要

- ・ 入学辞退者から徴収した入学時納付金の額に応じて、当該校の補助金額から一定額を減額し、その額を原資として、入学時納付金の引き下げを行った学校や、体育・文化活動において、県大会以上の大会で優秀な成績を納めた学校、入学時納付金先取額による減額を受けない学校に配分する。